

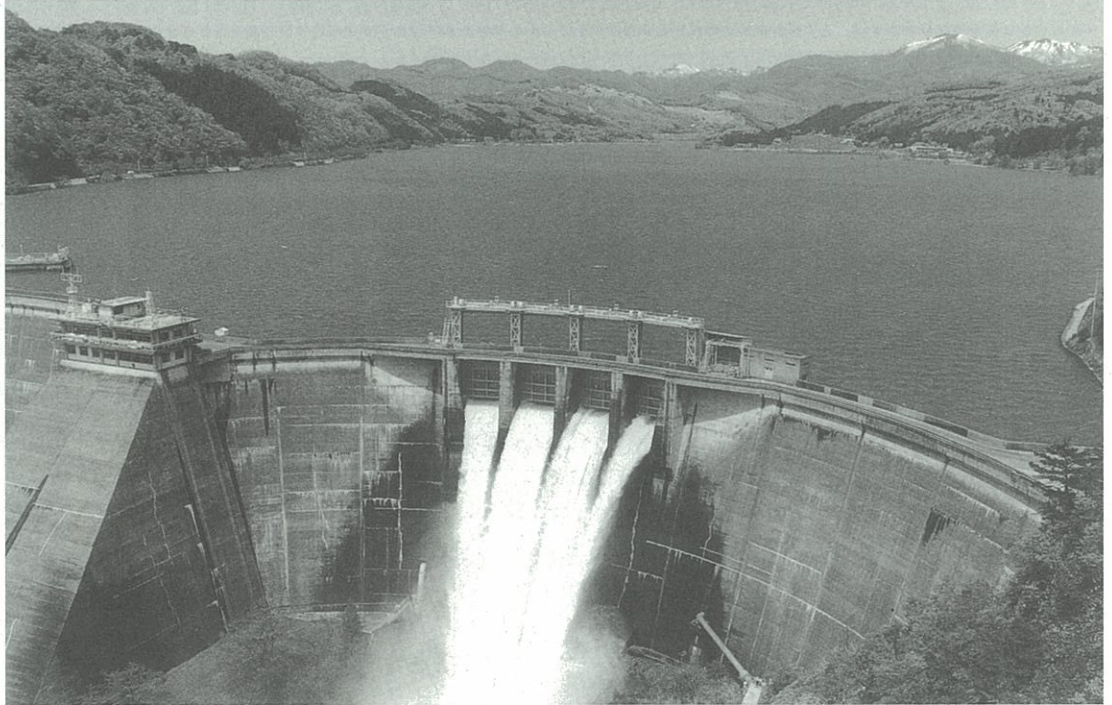
しおがまの水道

Vol. 1

創刊号

創刊にあたって	1P
鉛の水質基準が強化されました	2P
水道料金の計算	3P
給水装置ってなあに？	4P

この写真は塩竈市の水源、大倉ダム（仙台市青葉区大倉）の写真です。
 塩竈市では大倉ダムから一日に約30・000m³の水を取水することができます。この大倉ダムからおよそ32kmを経て梅の宮浄水場へとたどり着きます。



創刊にあたって

水道、電気、ガスは、生活するためにとても大切なもので「ライフライン」と呼ばれています。特に水は人間だけでなく生物全体が生きていくにはなくてはならないものです。このため水道はいつときも休むことが許されない大切な役目を担っています。

これまで水道に関しては「広報しおがま」などでお知らせしてきましたが、水道部における広報広聴体制や紙面上の制約などで、十分に情報を伝えることができませんでした。

昨年7月に設置した水道事業懇談会の開催の内容については「広報しおがま」でお知らせしていますが、その中で「水道事業についての情報提供が少ない」「水道に関する積極的なPRが必要」という、これまでの広報広聴に対する率直な意見がありました。

これらを踏まえ、水道部広報誌「しおがまの水道」を発行することにしました。今後は年2回の発行を予定し、水道に関する情報をみなさんに分かりやすく伝えてまいります。

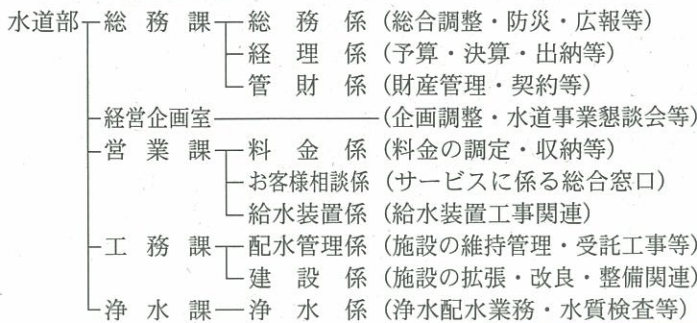
みなさんからのご意見ご感想をお待ちしています。

水道部のごあんない

塩竈の近代水道は、明治45年7月に給水を開始して以来、今年で91年の歴史を重ねてきました。現在では、塩竈市内全域と多賀城市の一部の利用者に給水率100%の給水を行なっています。この間、導水管事故、地震・濁水の各種災害を克服し、安定給水に努めてきました。

これからも、いつでも安全でおいしい水を供給しつづけてまいります。現在、水道部は4課1室9係で運営しています。係の主な仕事を紹介します。

塩竈市水道部組織図



水道料金の計算

塩竈市の上水道の料金は、メーター口径別の基本料金に従量料金(使用水量)を加算した金額です。更に、各地区ごとによる下水道使用料と一緒に請求しています。

(1) 水道料金表

表① 基本料金
(ひと月につき)

給水管の口径(mm)	料金(円)
13	700
20	1,300
25	2,100
40	5,000
50	10,000
75	20,000
100	38,000
150	83,000

表② 従量料金
(ひと月につき)

用途	区分(m ³)	料金(円)	
一般用	1~10	83	
	11~20	175	
	21~50	235	
	51~100	255	
	101以上	295	
公衆浴場用	1m ³ につき	60	
	船舶用	1m ³ につき	175
		臨時用	1m ³ につき

(2) 計算例 (一般家庭で4人家族の場合を例に挙げて計算します)

一般家庭の口径で多いのは20mm。4人家族でひと月に使用する水量はおおよそ20m³です。

基本料金は表①より1,300円となります。次に使用した水量による従量料金を計算します。

20m³使用の場合、1~10m³までは83円/m³で、11~20m³までは175円/m³で計算します。

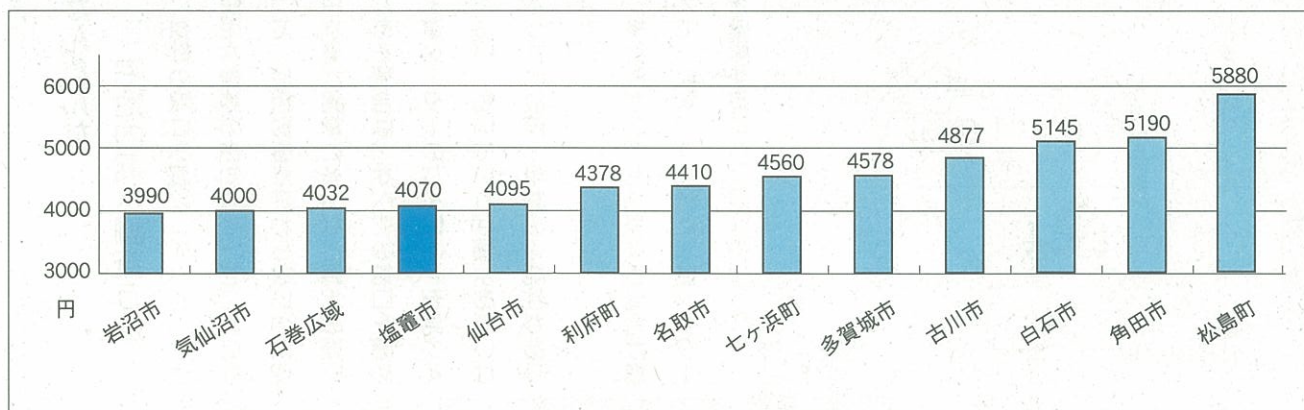
そうすると10m³×83円=830円
10m³×175円=1,750円となり合計で3,880円になります。

これに消費税5%を加算します。
3,880円×1.05=4,074円。

本市では10円未満の端数は切捨することになっているので水道料金は4,070円になります。

基本使用料	1,300円
従量料金	
+ 10m ³ ×83円	
+ 10m ³ ×175円	
小計	3,880円
消費税	1.05
=	4,074円
水道料金	4,070円

(3) 近隣市町村水道料金比較図 (メーター口径20mm一般用、使用水量20m³の場合、消費税込み) 平成15年4月1日現在



(4) 下水道使用料

①塩竈地区

基本使用料(円)	従量料金(円)
600	1~10m ³ : 120
	11~20m ³ : 140
	21~40m ³ : 180
	41~300m ³ : 220
	301~1000m ³ : 230
	1001m ³ ~: 240
浴場用	1m ³ ~: 50

②漁業集落排水地区

基本使用料(円)	従量料金(円)
1,200 (0~10m ³ までは一律1,200円)	11~20m ³ : 180
	21~40m ³ : 200
	41~300m ³ : 220
	301~1,000m ³ : 250

③多賀城地区(※)

基本使用料(円)	従量料金(円)
850 (0~10m ³ までは一律850円)	11~20m ³ : 100
	21~40m ³ : 120
	41~100m ³ : 160
	101~500m ³ : 190
	501~1,000m ³ : 210
	1,001m ³ ~: 250

※ 多賀城地区の下水道使用料は、消費税の計算後に1円未満を切捨します。

水道水の鉛の水質基準が強化されました

“鉛給水管の入れ替えはお早めに！”

水道水質の鉛基準が、これまで0.05mg/l以下だったものが0.01mg/l以下に平成15年4月1日から水道法改正により強化されました。これは、長期間・多量に摂取すると健康を害するとして、WHO(世界保健機関)が勧告した鉛のガイドライン0.01mg/l以下を受けてのものです。

本市の鉛対策がどうなっているかお知らせします。

本市の水道水質 (平成15年1月14日採水分)

主な項目の抜粋	水質基準	本市の水質(採水地点毎)		
		梅の宮浄水場	大日向町	港町一丁目
一般細菌	100以下/1ml	0	0	0
大腸菌群	検出されないこと	0	0	0
水銀	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
鉛	0.01mg/l以下	0.001未満	0.0021	0.001未満
総トリハロメタン	0.1mg/l	0.001	0.002	0.003

②性状に関する項目				
PH値	5.8以上8.6以下	6.7	6.7	6.7
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	1未満	1未満	1未満
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

■安全でおいしい水を届けています
いつも飲んでいる水道水に、厳しい水質基準があるのを知っていますか。水道水質基準は、水道法の規定を受け厚生労働省令で定められています。その基準は、①人の健康に影響を及ぼす恐れのある29項目②色、濁り、においなど性状に関する17項目の二つに分けられています。

今回、その水質基準と本市の水道水質をお知らせいたします。

今回お知らせするのは、市内3ヶ所(採水し水質検査を行なった全46項目のうち主なものです。左表から本市の水道水は、水質基準を十分に満たしていることがわかります。

■基準強化でもOK
さて、4月1日から水質が強化された鉛はどうなっているでしょうか。鉛に関しても、市内の採水ポイントでは水質基準の1/10以下で、全く問題はありません。

では、全く問題ない水道水質の鉛で何が問題になっているのでしょうか。

■本市にもあります鉛給水管
各家庭の給水装置(4ページ参照)に鉛給水管が使用されていると、水道水に鉛が溶け出す可能性があります。本市でも、昭和56年度まで給水装置

本市の水道水質

水道水質の鉛濃度

鉛給水管対策

■基準強化に向けた対策で万全を！
市内の採水ポイントで基準を充分満たしている水道水でも、布設されている鉛給水管を通過すると鉛が溶け出す可能性が指摘されています。水道水への鉛成分の溶け出しを防ぐ

材料として鉛給水管を使用してきたため、それ以前に施工した給水装置には鉛給水管が使用されている可能性があります。

平成13年12月、平成14年1月にかけて行なった「鉛給水管使用状況調査」において、配水管から給水栓までの間に鉛給水管が使われている栓数は、12,549栓でした。これは、調査給水栓全体の53.8%でした。

鉛給水管使用状況調査 (平成13年12月~14年1月)

調査内容	使用栓数	割合
給水装置に全く鉛管を使用していない	10,767	46.2%
道路だけで鉛管を使用している	474	2.0%
道路及び宅地で鉛管を使用している	4,737	20.3%
宅地だけで鉛管を使用している	7,338	31.5%
使用栓数 小計	12,549	53.8%
合計	23,316	100.0%

には、鉛給水管の入れ替えし方法はありませんが、その間における対策を紹介いたします。

■水道部の対策
○水道水のPH(ペーハー)調整
鉛はPH値が高い(アルカリ性に近い値)方が水に溶け出し難くなります。このため、本市では平成14年度にPH調整施設を建設し、今年1月からPH調整を開始しました。

○鉛給水管の入れ替え
配水管布設替え工事及び漏水修理工事の際に入れ替えを推進しています。併せて、他工事(道路改良、下水道工事等)の際も入れ替えを行っています。

■鉛給水管布設世帯の対策
○宅地内給水管の入れ替え
配水管から蛇口までの給水装置はメーターを除き利用している人の財産です。給水装置に鉛管が使用されていると水道水に鉛が溶け出す可能性がありますので、鉛管の入れ替えをお勧めします。

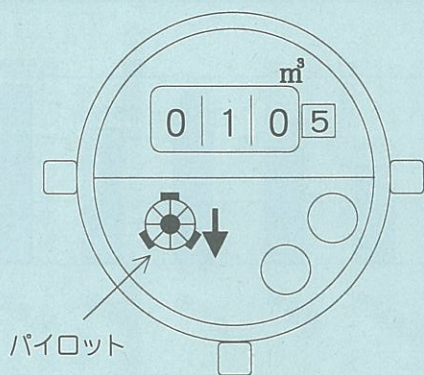
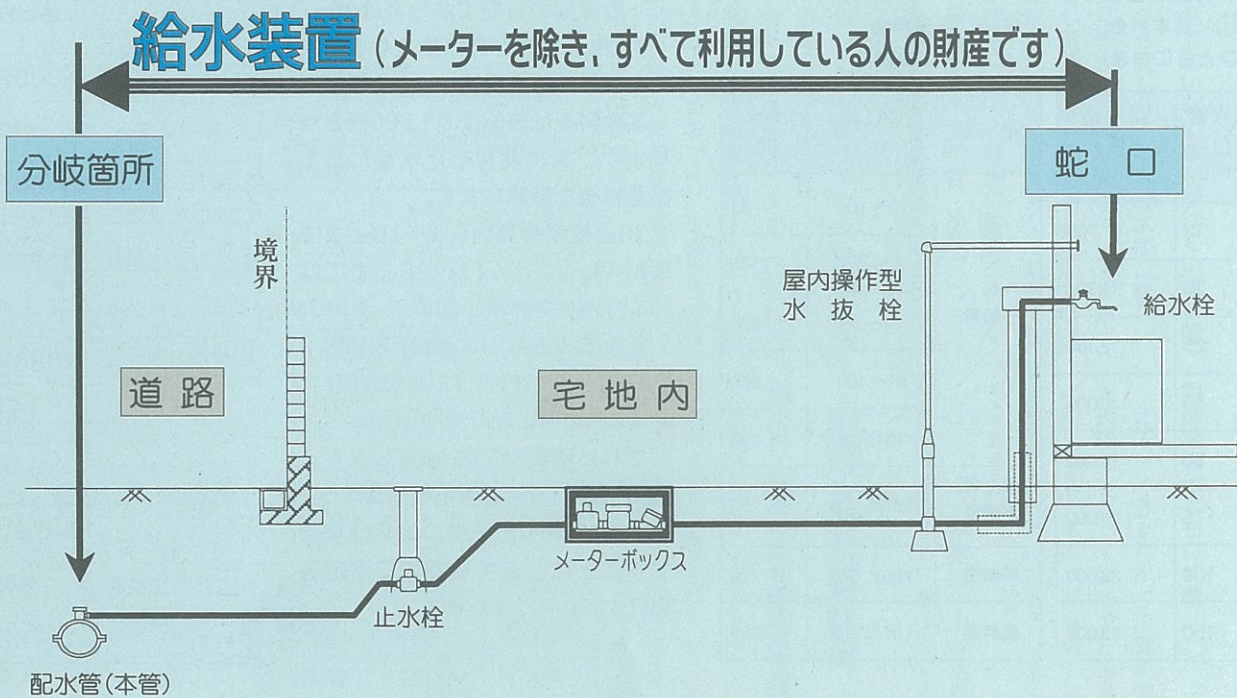
○日常対策
給水管に鉛管が使用されている場合、念のため朝一番の水は、バケツ一杯程度を飲用以外に使うようお勧めします。

□鉛に関するご質問・お問い合わせ
営業課お客様相談係
TEL 三六四一四二二

給水装置ってなあに？ だれのもの？

- 給水装置とは、市の配水管（本管）から分岐して設けられた給水管及び、これに直接つないでいる給水用具（蛇口など）のことを言います。
- ◎ 給水装置は**利用している人の大切な財産**です。日頃から管理に心がけましょう。また、水道メーターをこまめにチェックすることにより、漏水の早期発見につながります。

給水装置標準配管図



**かんたん
宅地内漏水調査方法**

検針の際にお渡ししている「水道使用水量等のお知らせ」をご覧になって、使用形態が変わらないのに使用水量が異常に多いなど漏水の疑いがある場合は、すべての蛇口を閉め、水道メーターのパイロットを見てください。動いていれば漏水あるいは水抜栓の故障・半開の可能性がります。

検針員が漏水を発見する場合があります。こまめに水道メーターを確認することをお勧めします。

☆広報・ホームページに関することは…
総務課 (022)364-1411 (代)

☆使用開始・中止・料金のことは…
営業課 (022)364-1412

☆修理・漏水のことは…
工務課 (022)364-0202

☆水質のことは…
浄水課 (022)362-1444 (梅の宮浄水場)

編集発行/塩竈市水道部
〒985-0022 宮城県塩竈市新富町21番23号
TEL(022)364-1411(代) FAX(022)362-0411
E-mail:w_kanri@city.shiogama.miyagi.jp
URL:http://www.city.shiogama.miyagi.jp

